

関西電力（株）美浜発電所 3 号機 2 次系配管破損事故に関する  
中間とりまとめを受けた対応

平成 16 年 9 月 27 日  
原子力安全・保安院

美浜発電所 3 号機 2 次系配管破損事故調査委員会の中間とりまとめが、本  
日行われた。これを受けて、経済産業省としては以下のとおり対応する。

（対関西電力）

1. 経済産業大臣名で、関西電力社長宛に、以下の 3 文書を発出する。
  - （1）嚴重注意文書（年度内に関西電力から「再発防止対策に関する報告書」）
  - （2）美浜発電所 3 号機に対する「技術基準適合命令」
    - ・ 技術基準に適合するまでの間、3 号機の使用を一時停止。
  - （3）「定期安全管理審査の評定結果の格下げ」の通知文書
    - ・ 美浜 1 号機等 3 機の評定結果をすべてこれまでの「B」から「C」に。
2. 関西電力に対する国等の各種検査（審査）を特別に厳格に実施する。

（対全原子力発電事業者）

3. 中間とりまとめにおいて、事業者に求められている再発防止策を実行するよう、各事業者を指導し、各事業者の対応を保安院として確認する。

（原子力安全・保安院自身の措置）

4. 主要配管、主要容器の構造強度が適切に維持されていることを計画的に検査すべき旨、省令改正により明確化する。
5. 従来事業者が用いていた配管管理指針を見直した上、国の判断基準として明確に位置づける。
6. 国の保安検査において、事業者による 2 次系配管の肉厚管理を確認する。
7. 中間とりまとめの内容及びそれを受けた経済産業省の方針を福井県を含む全地元の説明する。

（対火力発電所）

8. なお、火力発電所を持つ全事業者に対しては、報告徴収の最終結果を 10 月に受領した後、配管肉厚を定期事業者検査の対象とする方向で検討する。